

第3章 災害復旧

ここに記されていない事項は、「第1編 一般対策編」－「第4章 災害復旧・復興」に準ずる。

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

担 当
総務班、生活対策班、県

村（総務班、生活対策班）は、県と連携し、原子力事業者その他関係機関と協力して、空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減

担 当
総務班、生活対策班、県

村（総務班、生活対策班）は、県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康への影響と対策の検討

担 当
総務班、県

県（健康福祉部）は、モニタリング調査の結果等により、村民への健康に影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の実験家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。

村（総務班）は、提供されたデータを村民へ提供する。